



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail: SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp
https://www.city.sabae.fukui.jp

もぎたて野菜でエシカル消費を学ぼう♪



もくじ

■ 農地の適正管理	2
■ 小区域農地の農作業応援	3
■ 農地中間管理事業について	4
■ 担い手経営体での新規就農支援	5
■ 違法捕獲禁止・農作業中のクマ注意	6
■ 農業者年金の紹介	7
■ 認定新規就農者紹介／農地よろず相談会 農政カレンダー	8

7月30日、農事組合法人エコファーム舟枝のご協力の元、「食の安全安心 親子体験講座」を開催しました。児童と保護者計32名が参加した講座の今年のテーマは「もぎたて野菜でエシカル消費※を学ぼう♪」。ハウスでの収穫体験に始まり、野菜の袋詰め、袋に貼るオリジナルラベルづくり、その後で先生から児童に分かりやすくエシカル消費について、教えていただきました。

講座後のアンケートでは、「トマトが甘くておいしかった。」「収穫が楽しかった。」「消費期限と賞味期限の違いが分かってよかった。」「地元の野菜を買って、農家さんを応援していきたい。」など多くの意見が寄せられ、おいしい野菜を届けてくれる農家さんへの感謝の気持ちが溢れる1日となりました。

※エシカル消費 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと

農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。

適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。(農地法第30条第3項)



畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換(盛土)等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。

また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地(あわせて事業を行おうとする非農地を含む)内にいわゆる赤道、青道等官地(公有地)が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。(農地法第69条)耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

小区画農地の農作業応援

地域農業サポート事業のイメージ



アグリサポーターに対する具体的な助成内容

委託農家から依頼のあった20アール未満の圃場で、アグリサポーターが次の作業を受託し、代行した場合、市から助成金を交付します。

作業内容	農地面積	助成金額	対象作物
耕起・整地作業	10アール当たり	2,000円	水稻
田植・播種作業	10アール当たり	1,000円	
収穫・脱穀作業	10アール当たり	2,000円	
畦畔草刈作業	10アール当たり	1,500円	
全作業の実施	10アール当たり	10,000円	
不作付地の再生	10アール当たり	20,000円	そば

* 畦畔草刈作業は1回当たりの助成金とし、同一圃場での回数の上限は4回です。

【例】4回草刈り 1回1,500円×4回＝6,000円

* 保土管理および水張り転作、利用権設定の水田は、助成金の対象外です。

* 委託農家とアグリサポーターの作業受委託合意が必要です。

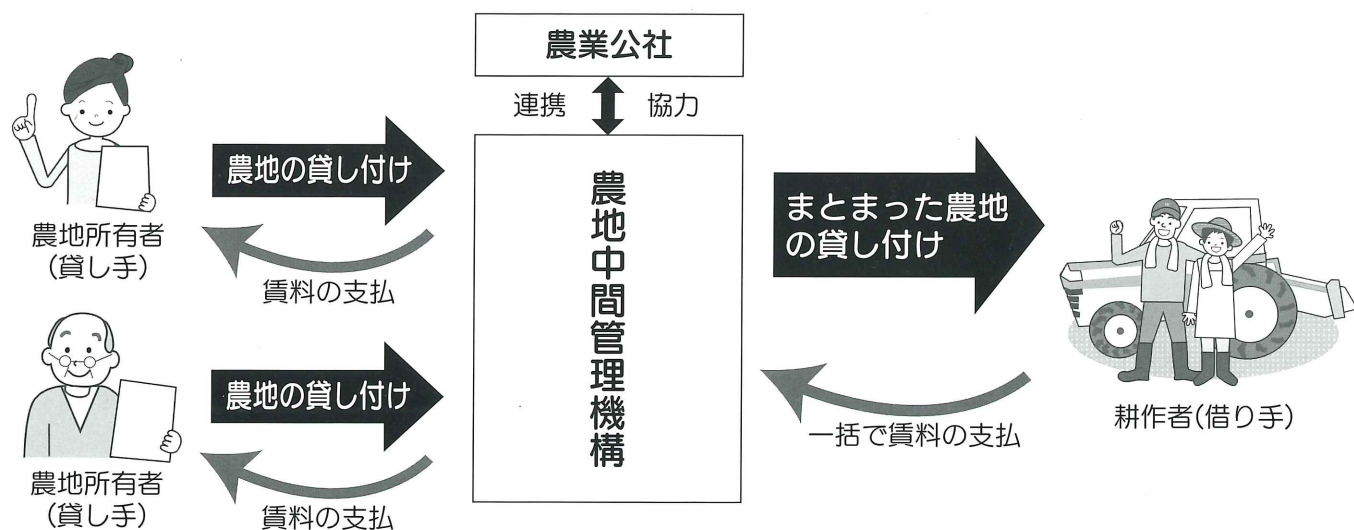
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手となる農業経営体（者）に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を進めることを目的とし、農地中間管理機構が、農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが福井県農地中間管理機構の窓口となり、原則10年以上の期間で農地の貸借手続きをおこないます。



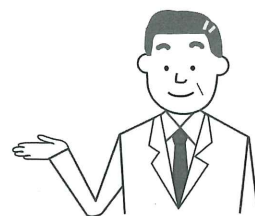
貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 相続税等の納税猶予の適用を受けることができます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。

問合せ先 (公財)農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内 TEL53-2234



担い手経営体での新規就農を支援します

事業名：新規就農促進支援システム事業（経営継承部門）

→既存の担い手経営体（認定農業者、集落営農組織）で経営継承を目的に新規就農する場合、営農にかかる費用の助成を行います。

要 件	
・ 経営継承を目的に新規農業従事者となること ・ 市内在住の20-65歳の人 就農者の想定↓ (定年帰農者：定年または途中退職後に就農) (新規継承者：非正規従事者または無職の者) ・ 対象経営体（認定農業者または集落営農組織）	・ 経営継承が確実であること(誓約書提出) ・ 作業日報、賃金台帳を整備すること ・ 経営体別の要件 個人：家族協定、労務計画を立てること 集落：集落協議、労務計画を立てること 法人：雇用契約を結ぶこと

手 続 き	支 援 内 容
就農前 提出書類 ・ 就農計画書 ・ 補助金交付申請書 ↓ ・ 誓約書 (既継承の場合、それを証する書類) 農業委員会へ提出 ↓ 審査会の実施 ～ 認定 ↓ 就農後 提出書類 ・ 就農状況報告書 ・ 補助金実績報告書 ・ 確定申告(写)または所得課税証明書 ・ その他任意様式で提出 →賃金台帳、家族協定、 雇用契約書等	①研修等の受講料の1/2を補助、助成限度額2万円 ②営農に必要な農機具の購入および修繕経費の1/2を補助、助成限度額25万円 ③鳥獣害の被害防止柵設置経費の1/2を補助、助成限度額5万円 ④耕作放棄地等の復旧工事と土壌改良の経費の1/2を補助、助成限度額25万円 ※補助金上限25万円（①～④の合計） ※原則、1経営体につき1補助

※就農後は、就農状況報告書を提出します。なお、報告書には、1年間の実績に対する地系の農業委員、農家組合、土地改良区の意見書を必要とします。

※既に経営継承している場合、就農（継承）後、1年以内の申請は可とします。



詳しい内容や提出書類の様式は、鯖江市ホームページから取得できます。

鳥 獣 害 対 策

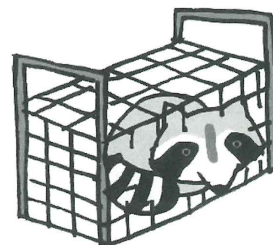
野生鳥獣を許可なく捕まえることは違法です

最近、ホームセンター等で購入した捕獲檻を使用した捕獲後の相談が増えています。

野生の鳥獣(鳥類およびほ乳類)を捕まえたり、鳥類の卵をとったりすることは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、原則禁止されています。農作物や生活環境に被害を引き起こしている場合でも、許可なく野生鳥獣を捕獲すると違法になることがあります。アライグマやハクビシン等の外来生物であっても同様です。

また、許可を得て捕獲をする場合、侵入口を塞いだり、作物を守ったりの対策をすることが速やかな捕獲に繋がります。

野生鳥獣による被害でお困りのときは、自分で捕まえようとせず、まずは市役所の鳥獣害担当部署にご相談ください。



クマによる農作業中の人身事故に注意!

秋から冬にかけて、クマが冬眠の準備のためにカキ、クリなどのエサを求めて、山際や低地に出没する可能性があります。県下の平野部の農地において農作業中の事故が起きている。ヒトにもクマにも不幸な事故が起きないように以下の点に注意をしてください。

クマに遭遇しない・引き寄せないために

- ◆鈴やラジオなど音が出るものを携帯し、クマに人の存在を知らせる。
- ◆山際や河畔の草刈りを行い、見通しを良くする。
- ◆山林や田畑周辺に野菜(残渣)を放置しない。
- ◆人家近くのカキ、クリ等はきちんと収穫する、管理できない木は伐採する。



クマに遭遇してしまったら

- ◆とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。
子グマの場合は近くに親グマがいる可能性があるので特に注意する。
- ◆攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

クマを目撃した場合

クマを目撃した場合は、日時、場所、数等できるだけ詳しい情報を市役所にお知らせください。

クマ出没情報をメールで受け取る方法

鯖江市では丹南ケーブルテレビのライフラインメールシステムを活用し、クマ出没情報を随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。

(<https://message.t-catv.co.jp/>)



＜問合せ先＞ 鯖江市産業環境部農林政策課 TEL:0778-53-2233
鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター TEL:0778-51-2110
夜間・休日の場合 鯖江市役所(代表) TEL:0778-51-2200

農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？

年金は家族一人ひとりが準備することが大切です！

農業者年金は、農業者の老後をサポートします。

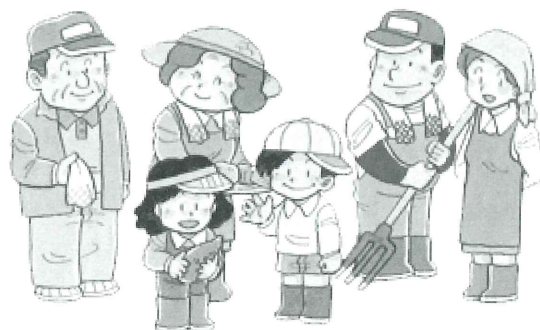
農業経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします!!

○加入できる方は？

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

○特徴は？

- ①積立方式で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証付きです。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。

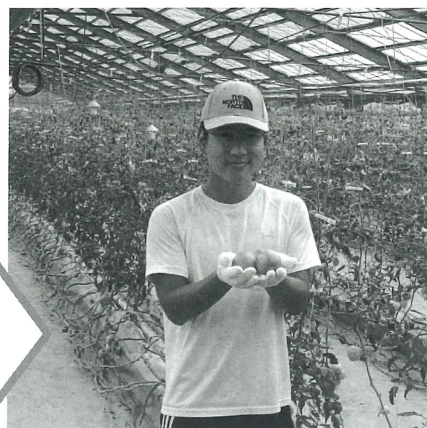


農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確認しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。

認定新規就農者の紹介

令和3年5月、鳥羽町で新たに1法人が新規就農者に認定されました。
柴崎さんは、叔父さんから農業を引き継ぐことを決心し、三重県から鯖江市に転入しました。そして新たにお母さんと法人 株式会社RUN（代表取締役 柴崎薫）を設立し、叔父さんが大事にしていたブランド“ドンハウス”を継承し、おいしいトマトや枝豆を生産しています。皆さんの応援よろしくお願いします。



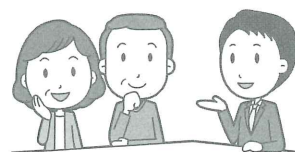
しばさき りゅうせい
柴崎 竜成 さん (25歳) 【株式会社RUN】 (鳥羽町)
経営形態 施設野菜(トマト)、露地野菜(枝豆等)、水稲
経営規模 約7ha

Q：株式会社RUN（ドンハウス）の目標を教えてください。

A：どの家庭の食卓にもドンハウスのお野菜を並べていただけるそんな地元の皆様に愛される野菜づくり、会社経営が目標です。

～ 農地よろず相談会 ～

転用・相続など農地に関する問題についての相談会を開催しています。
準備の都合上、一週間前（午後5時）までに事前申し込みが必要です。



開催日時	申込期限
10月12日(火)	10月 5日(火)
11月15日(月)	11月 8日(月)
12月15日(水)	12月 8日(水)
1月12日(水)	1月 5日(水)
2月17日(木)	2月10日(木)
3月16日(水)	3月 9日(水)

時 間 午後2時～5時
(①2時～ ②3時～ ③4時～)
場 所 市役所新館5階会議室
相 談 員 司法書士 孝久忠央 氏
申込方法 電話またはファックス（氏名、住所、電話番号、相談内容概要）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、相談会を中止にする場合があります。

鯖江市農業委員会事務局（農林政策課内）
TEL53-2234 FAX51-8153

○ 農業委員会・農政カレンダー ○

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和3年

10月 28日 第10回農業委員会総会

11月 26日 第11回農業委員会総会

12月 24日 第12回農業委員会総会

令和4年

1月 28日 第1回農業委員会総会

2月 25日 第2回農業委員会総会

3月 28日 第3回農業委員会総会

農業委員会では、農地の売買、貸借による権利の異動や利用権の設定、相続の届出など様々な農地に関するご相談を受け付けております。

農地の異動や利用権を設定する場合には、農業委員会の許可が必要となりますので、農業委員会までご相談ください。

○毎月の申請締め切りは、毎月10日です。

○概ね申請から許可まで1か月かかります。(内容によっては2か月程度かかることもございます)

○申請に必要な書類を確認するためにも、締め切り間際にならないようお早めにご相談ください。